

調達件名：令和5～9年度中央防災無線網広域イーサネット回線の賃貸借等

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
1	2	12	第2条 履行場所	3	④宮崎県宮崎市橋通東2-10-1 宮城県庁となっていますので、 ④宮崎県宮崎市橋通東2-10-1 宮崎県庁に修正をお願いします。	誤記のため	誤記のため、ご指摘のとおり修正致します。
2	2	12	第2条 履行場所	4	現在、弊社で提供中または構築中の以下拠点が記載されていませ んでした。 ・宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 政府現地対策本部（仙 台） ・岩手県盛岡市盛岡駅西通1-9-15 政府現地対策本部（盛 岡） ・東京都千代田区内幸町1-1-3 東京電力本店	対象拠点に相違がないか確認のため	履行場所については、公告時の入札説明書及び仕様書をご確認願います。
3	3	28	第4条 業務目的	3	中央合同庁舎8号館、立川予備施設と全国54拠点をWAN回線 （広域イーサネット）にて接続する。とされていますが、第2項 で挙げました3拠点分の追加修正をお願いします。	対象拠点に相違がないか確認のため	履行場所については、公告時の入札説明書及び仕様書をご確認願います。
4	3	52	第6条 運用・保守の体制 (2)	1	月例報告会の実施日について、GWや年末年始等を考慮し以下の ように変更頂きたい。 <仕様書の内容> 毎月10日までに <変更案> 原則、翌月10営業日までに	祝日を考慮した日程に変更して頂きたいため	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正致します。 <修正前> 毎月10日までに、前月の・・・ <修正後> 毎月1日から10日以内（土日祝日を除く）に、前月の・・・
5	4	37	第8条 運用・保守要件 (2)	1	提案の自由度を高めるため、以下の通り要件の変更をご検討頂け ますでしょうか。 <仕様書の内容> (2) 監視 ルータ性能監視による機器性能情報をウェブブラウザで閲覧する 事が可能なこと。 <変更案> (2) 監視 ルータ性能監視による機器性能情報をウェブブラウザで閲覧する 事が可能なこと、もしくは内閣府側からの求めに応じて受託者か ら情報を提供すること。	提案の余地を広げるため	ご意見を踏まえ、ウェブブラウザによる閲覧または内閣府指示による情報 提供が可能なものとします。
6	4	49	第9条 サービスレベルアグ リメント（SLA） (1)	1	表 サービスレベルアグリーメント（SLA）締結事項案につい て、遅延時間の内容を30ミリ秒以内を35ミリ秒以内に変更頂 けますでしょうか。	一般的に広域イーサネットの網内遅延のサービスレベルアグ リメント（SLA）は35ミリ秒以内にされているため	広域イーサネット回線事業者の網内遅延に関するサービスレベルアグリー メント（SLA）設定状況を踏まえ、35ミリ秒以内に修正致します。
7	4	49	第9条 サービスレベルアグ リメント（SLA） (1)	1	表 サービスレベルアグリーメント（SLA）締結事項案の稼働 率の項ですが、第12条（2）その他拠点：ベストエフォート型 100Mbps以上につきましても、サービスレベルアグリーメン ト（SLA）締結事項案（SLA）の締結範囲に含まれますで しょうか。	一般的に広域イーサネットのベストエフォート型の稼働率は 定義されていない（非公表）であるため	その他拠点（ベストエフォート型100Mbps以上）について、帯域保証型 への変更も可能なものとしているため、管理指標値を一律で設定してい ます。 ベストエフォート型のサービスにおいては、業務の効率化や品質向上につ ながるよう、稼働率の定義や取扱について協議してください。

調達件名：令和5～9年度中央防災無線網広域イーサネット回線の賃貸借等

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
8	5	41	第12条 広域イーサネット回線の提供 (3)	1	<p>下記の該当の仕様について、帯域適用変更については帯域保証100Mbps以上の変更の場合、ウェブブラウザでの設定変更は難しく対象外として頂けますでしょうか。以下の変更案でご検討頂けますと幸いです。</p> <p><仕様書の内容> (3) 回線を接続する拠点における帯域適用変更内閣府（防災）及び立川予備施設においては必要に応じて帯域保証100Mbps～1Gbps、その他拠点においては必要に応じて帯域保証型100Mbpsに適用変更できること。適用変更は内閣府においてウェブブラウザより設定変更が可能なこと。変更条件は設定後60分以内に適用できること。適用変更に伴う追加費用については別途契約を行うものとする。</p> <p><変更案> (3) 回線を接続する拠点における帯域適用変更内閣府（防災）及び立川予備施設においては必要に応じて帯域保証100Mbps～1Gbps、その他拠点においては必要に応じて帯域保証型100Mbpsに適用変更できること。適用変更はその他拠点の帯域保証型100Mbpsへの変更は内閣府においてはウェブブラウザより設定変更が可能なこと。変更条件は設定後60分以内に適用できること。適用変更に伴う追加費用については別途契約を行うものとする。</p>	弊社提案が要求仕様に満たないため	ご意見を踏まえ、ウェブブラウザによる設定変更（内閣府実施）または内閣府指示による設定変更（受託者実施）が可能なものとします。
9	6	31	第12条 広域イーサネット回線の提供 (9)	1	<p>②ルータの設定 LAN側のルータへの接続については事業者の作業とする。とされていますが、責任分界点はルータのLAN側ポートですので、責任分界点を越えての作業となりますから以下の変更でご検討をお願いします。『LAN側のルータへの接続についてはLAN側機器の調達事業者の作業とする』</p>	提供範囲（責任分界点）が相違しているため	責任分界点はルータのLAN側ポートですが、LAN側機器がすでに接続されている拠点においては接続変更のみであることから、設備の入れ替えを行う本契約の事業者側での作業とします。ただし、既設配線による接続替えが困難な場合、接続替えにあたり既設機器の動作検証が必要な場合等、発注者作業が必要な場合は協議できるよう、仕様書を修正致します。

- 注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
 [1. 要求水準を下げる 2. 要求水準を上げる 3. 文章だけを修正する 4. その他]
 2. 意見及び理由は、明確かつ簡潔に記載すること。
 3. 本様式の変更は行わないこと。
 4. 電子媒体（CD-R等）も併せて提出のこと。

調達件名：令和5～9年度中央防災無線網広域イーサネット回線の賃貸借等

項	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
1	2	13	第2条 履行場所	1	本業務のサービス提供対象拠点は下記のとおり。サービス提供範囲は各拠点に設置する回線終端装置までとする。とされていますが、現在弊社ではルーターまで提供しています。次期調達ではサービス提供範囲が変わり、ルーターは内閣府様でご用意されるのでしょうか。	提供範囲の確認のため	仕様書第12条(9)記載のとおり、ルータ装置の提供は本業務に含まれます。サービス提供範囲をルータ装置までとするよう、仕様書を修正致します。
2	2	12	第2条 履行場所	1	対象拠点到有明の丘は不要でしょうか。 必要でしたら、対象拠点の追加をお願いいたします。	対象拠点の確認のため	履行場所については、公告時の入札説明書及び仕様書をご確認願います。
3	3	21	第3条 履行期間	1	入札の開始日、開札日、設計・構築作業に係る作業開始日の具体的な日程の想定があればご教示頂けますでしょうか。	納期の確認のため	各日程については、公告時の入札説明書及び仕様書をご確認願います。
4	3	52	第6条 その他 (2)	1	運用・保守の体制において、「回線開通工事をした際に内閣府より指定された性能を有する事を確認する為のテストを実施し、その結果を回線毎に内閣府に報告し承認を得ること。」とありますが、回線開通工事をした際、ルータを設置後、提供の範囲の疎通試験を実施するでよろしいですか。	要件を明確にして、より良い提案を行うため。	「指定された性能を有する事を確認する為のテスト」として、疎通試験の他、通信速度測定を想定しています。
5	4	37	第8条 運用・保守要件 (2)	2	(2) 監視 監視の対象は各拠点に設置される回線終端装置までとする。とされていますが、現在弊社ではルーターのWAN側ポートまで監視を行っています。 ※現在、責任分界点はルーターのLAN側ポートになっています。次期調達では監視範囲が変わり、ルーターは監視対象外となるのでしょうか。	提供範囲の確認のため	ルータ装置も監視対象に含みます。ルータ装置まで監視対象とするよう、仕様書を修正いたします。
6	6	8	第12条 広域イーサネット回線の提供 (5)	1	(5) ルーティングプロトコル 何ら制限のないこと。(メーカ独自プロトコルは除く)とされていますが、レイヤー2でのネットワークですので一般的なプロトコルについては透過可能ですが、プロトコルの制御についてはレイヤー3以上における内閣府様でご用意される機器でのご対応でしょうか。	要件を正しく把握するため	ご質問のとおり認識です。内閣府側機器で実施するルーティングプロトコル制御について、広域イーサネット内で制限を受けることなく通信が可能なのを想定しています。

注) 1. 種別欄には、質問の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。

[1. 調達仕様書案に対する質問等 2. その他]

2. 質問等及び理由は、明確かつ簡潔に記載すること。

3. 本様式の変更は、行わないこと。